

新しい事業承継税制が始まります！

～非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし～

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

なお、この特例は、平成20年10月1日以降の相続等に係る相続税について遡及して適用されます。

詳しくは、2ページへ！

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

なお、この特例は、平成21年4月1日以降の贈与に係る贈与税について適用されます。

詳しくは、6ページへ！

（注）「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資をいいます。

新しい事業承継税制（納税猶予の特例）

相続等又は贈与により取得した非上場株式等（一定の部分に限ります。）に対応する相続税・贈与税の納税が猶予されます。

猶予されている相続税・贈与税の免除



経済産業大臣の認定など

相続税・贈与税の申告期限

後継者の死亡等

特例の適用に当たっては、**経済産業大臣の認定**などを事前に受ける必要があります。

申告書

担保



税務署

後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税・贈与税の納付が免除されます。

なお、免除されるまでに特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税・贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】において、相続税・贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、税務署で待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 経済産業大臣の認定の手続などについては、地方経済産業局にお尋ねください。



平成21年4月



税務署 この社会あなたの税がいきている

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

1 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。)

相続開始前
経済産業大臣
の確認

相続開始前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「**経済産業大臣の確認**」(※)を受けてください。

相続開始

※ 「経済産業大臣の確認」は、原則として、次の「経済産業大臣の確認」を受けるための要件となっています。

申告期限までの間
経済産業大臣
の認定

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

申告書の作成・
提出

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ**提出**するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

1 会社の主な要件

次の会社のいずれにも該当しないこと。

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社
- (5) 総収入金額が零の会社、従業員数が零の会社

2 後継者である相続人等の主な要件

- (1) 相続開始から5か月後において会社の代表者であること
- (2) 先代経営者(被相続人)の親族であること
- (3) 相続開始の時において、後継者及び後継者と同族関係等がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である被相続人の主な要件

- (1) 会社の代表者であったこと
- (2) 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、所轄税務署(※)に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

会社が「**経済産業大臣の確認**」及び「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件、並びにその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

「**資産管理会社**」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社など一定の会社をいいます。

この特例の対象となる「**後継者**」は、**1つの会社につき1人**に限ります。

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に相続が開始した場合の申告期限について

被相続人の遺産の中に非上場株式等が含まれており、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表権を有していたなど一定の場合には、**相続税の申告期限が平成22年2月1日まで延長されます。**

相続税の
申告期限

申告期限

(2 ページからの続き)

納税猶予期間中 非上場株式等 の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

主な場合	申告期限後 5年以内	申告期限後 5年経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等(贈与を含みます。)した場合	A	B
後継者が会社の代表者でなくなった場合	A	C (※)
一定の基準日において雇用の8割を維持できなくなった場合	A	C (※)
会社が資産管理会社に該当した場合	A	A

※ 「C」に該当した場合には、相続税を納付することなく引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」 の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を相続税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等 「免除届出書」 の提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 申告期限後5年を経過した後に、この特例の適用を受けた非上場株式等を一定の親族に贈与し、その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」(6ページ参照)の適用を受ける場合

「A」に該当した場合は、猶予された相続税の全額を納付することとなり、この特例の適用は終了します。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、左表に掲げる場合となった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

なお、利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります。

「継続届出書」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。

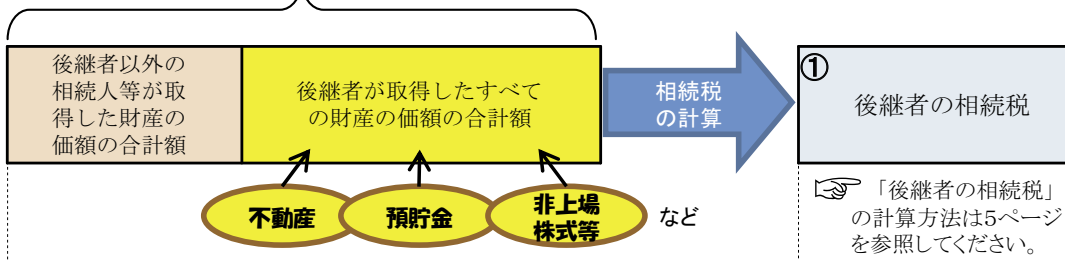
また、経済産業大臣の認定を受けた会社も申告期限後5年間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

相続人等が被相続人から過去に一定の「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合において、一定の要件を満たすときには、これらの株式等については、この納税猶予の特例を選択することができます(5ページの「3」参照)。



2 納税が猶予される相続税などの計算方法

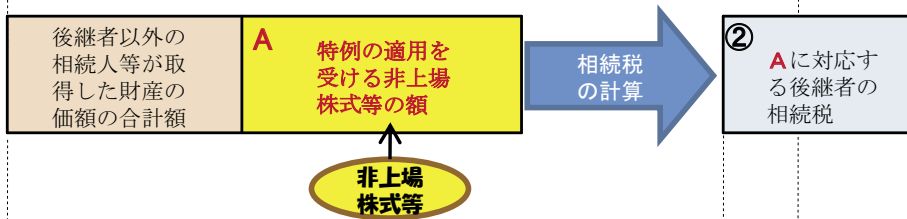
ステップ1 正味の遺産額に基づき後継者の相続税を計算します。



「**正味の遺産額**」は、相続等によって取得した財産の価額と相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計した金額から、債務や葬式費用などの金額を差し引いて計算します。

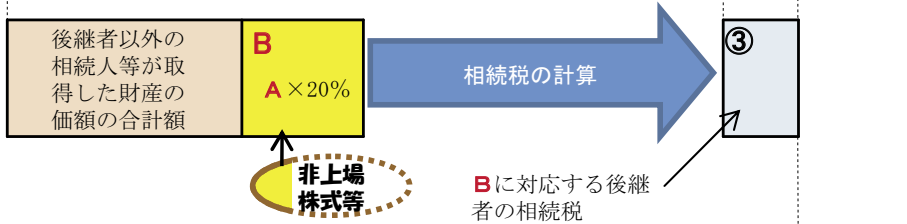
なお、相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産がある場合には、その贈与財産の価額を、上記により計算した金額に加算します。

ステップ2 後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して後継者の相続税を計算します。



「**A**」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その金額を控除します。

ステップ3 後継者の取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみ**であると仮定して後継者の相続税を計算します。



ステップ4 「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「**納税が猶予される相続税 (④の金額)**」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税 (④の金額)」を控除した「⑤の金額 (納付税額)」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この**特例の対象となる非上場株式等の数**は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が**限度**となります。

- 「a」… 後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数
- 「b」… 後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 相続開始直前の発行済株式等の総数

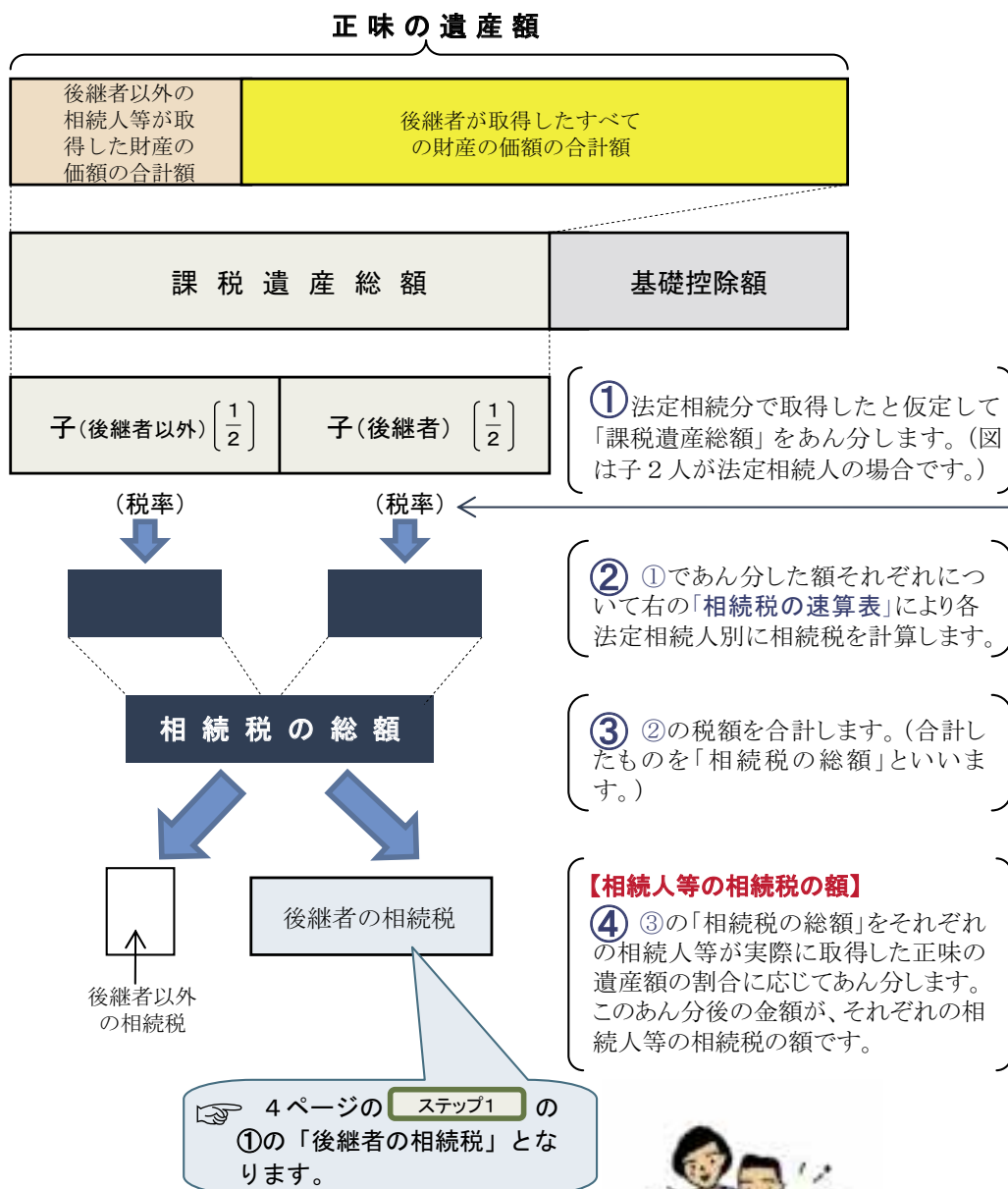
区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ	$a+b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数(a)
ロ	$a+b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)

(注1) 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りません。

(注2) この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りません。

持分会社の場合にも左表に準じます。

〔参考〕 後継者の相続税の計算方法



「基礎控除額」は、次の算式により計算します。

(算式)
5000万円+1000万円
×法定相続人の数

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1000万円 以下	10%	—
3000万円 以下	15%	50万円
5000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
3億円 以下	40%	1700万円
3億円 超	50%	4700万円

- ① 法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します。(図は子2人が法定相続人の場合です。)
- ② ①であん分した額それぞれについて右の「相続税の速算表」により各法定相続人別に相続税を計算します。
- ③ ②の税額を合計します。(合計したものを「相続税の総額」といいます。)
- 【相続人等の相続税の額】**
④ ③の「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分後の金額が、それぞれの相続人等の相続税の額です。

3 過去に特定受贈同族会社株式等の贈与を受けている場合

相続人等が被相続人から過去に「特定受贈同族会社株式等」又は「特定同族株式等」の贈与を受けている場合で、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を相続人等の住所地を所轄する税務署に提出(※)しているなど一定の要件を満たすときには、これらの株式等(株式又は出資をいいます。)については、その被相続人に係る相続税の申告に際し、この納税猶予の特例を選択することができます。

なお、「特定受贈同族会社株式等」について、この納税猶予の特例を選択しない場合には、原則として、従前どおり、「特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例(旧租税特別措置法第69条の5)」の規定を適用することができます。

※ 被相続人に係る相続税の申告期限が平成22年3月31日までに到来する場合には、税務署にお尋ねください。

「特定受贈同族会社株式等」とは、贈与を受けた人(相続人等)が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(旧租税特別措置法第69条の5第10項)」に記載された株式等をいいます。

「特定同族株式等」とは、「特定同族株式等の贈与の特例(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)」の適用を受けた株式等及びその株式等の贈与があった年の翌年3月15日から4年を経過する日までに被相続人から贈与により取得したその株式等に係る会社の株式等をいいます。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

1 特例の要件や申告手続などの流れ

(平成21年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。)

贈与前
経済産業大臣
の確認

贈与前に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「**経済産業大臣の確認**」(※)を受けてください。

※ 「経済産業大臣の確認」は、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

贈与

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、**全部又は一定以上の非上場株式等を取得**する必要があります(8ページ参照)。

贈与税の申告期限
までの間
経済産業大臣
の認定

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者(贈与者)の要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の認定**」を受けてください。

申告書の作成・
提出

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ**提出**するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

1 会社の主な要件

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における会社の要件と同じです(2ページ参照)。

2 後継者である受贈者の主な要件

贈与の時に、

- (1) 会社の代表者であること
- (2) 先代経営者(贈与者)の親族であること
- (3) 20歳以上であること
- (4) 役員等の就任から3年以上を経過していること
- (5) 後継者及び後継者と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者である贈与者の主な要件

- (1) 会社の代表者であったこと
- (2) 贈与の時までに会社の役員を退任すること
- (3) 贈与直前において、贈与者及び贈与者と同族関係等のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

(注) 特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

贈与税の
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をする必要があります。

この特例の適用を受けた場合には、先代経営者(贈与者)が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等(この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限ります。)については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」(2ページ参照)の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

会社が「**経済産業大臣の確認**」及び「**経済産業大臣の認定**」を受けるための具体的な要件、並びにその手続については、最寄りの**地方経済産業局**にお尋ねください。

なお、「**経済産業大臣の認定**」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、**中小企業庁ホームページ**【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

この特例の対象となる「**後継者**」は、**1つの会社につき1人**に限ります。

「**議決権数**」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

贈与税の申告期限

(6ページからの続き)

納税猶予期間中 非上場株式等 の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の**全部又は一部**について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」における主な場合と同じです(3ページ参照)。

「継続届出書」 の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を贈与税の申告期限後の5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに所轄税務署へ提出する必要があります。

先代経営者 (贈与者)の死亡等 「免除届出書」 の提出

先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合

先代経営者(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代経営者 (贈与者)の死亡 (相続開始)

贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限ります。)について相続税の納税猶予の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限 までの間

◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合

経済産業大臣 の確認

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「**経済産業大臣の確認**」(*)を受けてください。

※ ここでの「経済産業大臣の確認」は、2ページの「会社が計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての『経済産業大臣の確認』」とは異なりますのでご注意ください。

申告書の作成・ 提出

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

相続税の 申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法 4ページを参照してください。

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、3ページの表に掲げる場合となった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。なお、利子税の額は、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります。

「継続届出書」の提出がない場合には、**猶予されている贈与税の全額と利子税を納付**する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も申告期限後5年間は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

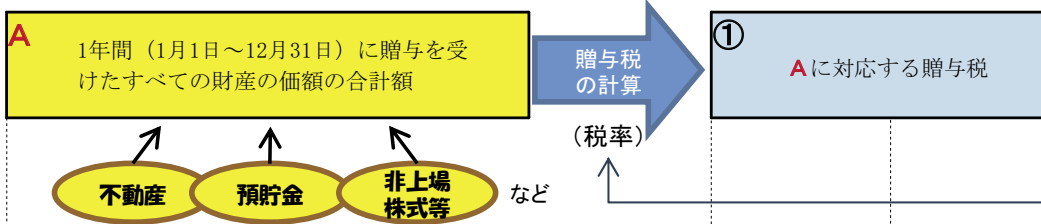


相続税の納税猶予の特例の適用に当たっての要件や申告手続などの流れについては、2~3ページの要件等と一部異なるところがありますので、くわしくは税務署にお尋ねください。

2 納税が猶予される贈与税などの計算方法

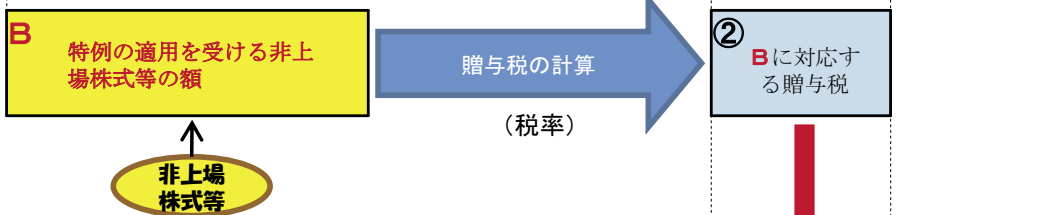
ステップ1

贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



ステップ2

贈与を受けた財産が特例の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定して贈与税を計算します。



ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

猶予税額 ③ 納付税額

「贈与税の計算」は、贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）について、次の速算表により贈与税を計算します。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1000万円 以下	40%	125万円
1000万円 超	50%	225万円

※ 相続時精算課税の適用を受ける人の贈与税の計算方法については、税務署にお尋ねください。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

- 「a」… 先代経営者（贈与者）が贈与直前に保有する非上場株式等の数
- 「b」… 後継者（受贈者）が贈与前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 贈与直前の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ	$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合 先代経営者が贈与直前に保有する非上場株式等の数 (a)
ロ	$a + b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合 発行済株式等の総数の3分の2から後継者が贈与前から保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)

なお、この特例の適用を受けるためには、後継者は上記イに該当する場合は限度数（a）の全部、ロに該当する場合は限度数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

（注1）「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りません。

（注2）この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りません。

持分会社の場合にも左表に準じます。